

## 特集 税金は納期限内に納めましょう

「納め忘れた」「納められない」「納めたくない」…。

税金の滞納は、納期限内

に納税されたみなさんとの不公平が生まれるほか、督促のための費用が掛かるなど、税金の有効活用にも支障を来します。さらに、滞納を繰り返すと、貴重な財産が差し押さえられてしまうこともあります。

### ◎公平な納税を進めます

納税は、日本国憲法に定められた国民の三大義務（教育、勤労、納税）の一つです。町税を納期限までに納めず、滞納したままにしておくことは、納期限内に納税している大部分の納税義務者の公平性を欠くことになります。

また、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障を来すことにもなりかねません。町では、公平な納税を進めるため、滞納者に対しても、

財産の差し押さえなどの滞納処分を強化します。

### ◎税金の滞納に得はありません

地方税法では、税負担の公平性を期すために、督促状を発してから10日を経過しても納税されないと規定されています。

### ◎差し押さえを受けると

この差し押さえは、民事上の強制執行とは異なり、裁判所の許可を得ることなく町（徴税吏員）が自ら執行できることになっています。また、法律では事前に差し押さえ通知も必要とされていません。さらには、住居などへの捜索の権限も与えられています。

### ◎早めの納税相談

延滞金は、免除することはできませんので、新たな納

税金を滞納したまま放置することは、経済的な不利なつてしまふのです。

### ◎滞納処分の流れ

滞納処分は、法律に基づいた強制処分です。

#### ①滞納

②督促状発送：納期限までに町税が完納されない場合は、督促状を発送します。

#### ③財産調査：滞納処分のた

め、必要に応じて滞納者は、督促状を発送します。

#### ④財産差押：督促状を発し

たとえば国民健康保険税

#### ⑤換価：差し押えた金銭債

務の取り立てや、不動産の

#### ⑥配当：換価した代金を差し押さえに関係する町税などに配当します。

度に納付することが困難な方は、お早めに住民課総合収納係にご相談ください。

### ◎町税以外の納付も忘れずに

町税以外にも、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、学校の給食費、町営住宅使用料、保育所の保育料など、町に納めなくてはならないものがあります。これらの負担は、それぞれの制度を安定して運営するための原資として必要不可欠なものであります。

### 生活状況などを聞きし

### たうえで、納付方法を決めさせていただきます。

生活状況などを聞きしてしまいます。

### ○次ページへ続く